

18 旧神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（R7.4.1 廃止）

※令和7年3月31日までに旧宅地造成等規制法の許可を受けている場合は、従前の例による。

（平成12年3月24日条例第15号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条第1項の規定に基づき、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に規定する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の徴収）

第2条 知事は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

（手数料の減免）

第3条 知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成に関してその災害が発生した日から6月以内に宅地造成等規制法（以下「法」という。）第8条第1項の規定による許可を申請し、又は第12条第1項の規定による変更の許可を申請した場合においては、これらの申請に係る手数料は、免除する。

2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第8条第1項の規定による許可の申請に係る許可申請手数料及び法第12条第1項の規定による変更の許可の申請に係る変更許可申請手数料は、当該各号に定めるところによる。

（1）公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅を建設する場合 前条の規定による額の5分の1の額

（2）知事が、公益上必要と認める場合その他特別の理由があると認める場合 前条の規定による額の5分の1以上の額で知事が別に定める額

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年10月24日条例第59号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

別表（第2条関係）

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成工事許可申請手数料	<p>次に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの 1万2,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 2万1,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 3万1,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 4万7,000円</p> <p>(5) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 6万7,000円</p> <p>(6) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 11万円</p> <p>(7) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 17万円</p> <p>(8) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 25万円</p> <p>(9) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 34万円</p> <p>(10) 10万平方メートルを超えるもの 42万円</p>
2 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成工事計画変更許可申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が42万円を超えるときは、その手数料の額は42万円とする。</p> <p>(1) 宅地造成に関する工事の設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、変更前の切土又は盛土をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、前項の右欄に規定する額の10分の1の額</p> <p>(2) 切土又は盛土をする土地の面積の増加を伴う宅地造成に関する工事の設計の変更については、増加した切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項の右欄に規定する額</p>